

第135期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成30年 2月21日（水曜日）午前10時

開催場所

ANAクラウンプラザホテル富山
3階「鳳」の間

富山市大手町2番3号

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役2名選任の件

議決権行使期限

平成30年2月20日（火曜日）
午後4時35分まで

目次

第135期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(添付書類)	
事業報告	9
連結計算書類	29
計算書類	32
監査報告	35

(証券コード 6474)
平成30年2月2日

株 主 各 位

富山市不二越本町一丁目1番1号
株式会社 不二越
代表取締役社長 薄 田 賢 二

第135期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第135期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類を検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示いただき、平成30年2月20日（火曜日）営業時間終了時（午後4時35分）までに到着するよう返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年2月21日（水曜日）午前10時
2. 場 所 富山市大手町2番3号
ANAクラウンプラザホテル富山 3階「鳳」の間
3. 目的事項
報告事項
 1. 第135期（平成28年12月1日から平成29年11月30日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
 2. 第135期（平成28年12月1日から平成29年11月30日まで）
計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 株式併合の件
 - 第3号議案 定款一部変更の件
 - 第4号議案 取締役2名選任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nachi-fujikoshi.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

なお、監査役および会計監査人は、連結計算書類および計算書類として、本招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、上記当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表も監査しております。

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nachi-fujikoshi.co.jp/>)に掲載いたします。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第135期の期末配当金につきましては、収益の状況、今後の事業展開などを勘案し、前期と同様に1株につき10円といたしたいと存じます。

#### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

#### ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額 2,485,116,610円

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年2月22日

### 第2号議案 株式併合の件

#### 1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全国証券取引所に上場する国内会社に対し、普通株式の売買単位（単元株式数）を100株とするよう求めています。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として同行動計画の趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数変更後においても当社株式の売買単位当たりの価格水準を維持するため、単元株式数の減少割合に応じた株式併合を行うものであります。

#### 2. 株式併合の内容

##### (1) 併合の割合

当社普通株式につき、10株を1株に併合いたします。なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

##### (2) 本株式併合の効力発生日

平成30年6月1日

- (3) 効力発生日における発行可能株式総数

6,000万株

- (4) その他

本株式会社は第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件といたします。

なお、その他手続上の必要事項に関しましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社グループの事業の現状に即し事業内容の明確化をはかるとともに、今後の事業展開に備えるため、事業目的の追加、削除を行うものであります（変更案第2条）。

- (2) 当社は、昭和3年に創業以来90年にわたり、富山で工場を拡張・集積し、事業を拡大してまいりました。今後、ロボット事業を核として、世界市場でより一層の企業成長を実現するためには、国内外の多様な人材の確保、世界の有力企業・大学・研究機関との交流・連携の強化、およびグローバル化に向けた従業員の意識改革が不可欠であります。このような方針のもと、人材・企業・情報が集積する東京へ本店を移転することとし、本店所在地を富山市から東京都港区に変更するものであります（変更案第3条）。

なお、本変更につきましては、平成30年3月1日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。

当社につきましては、従来の富山・東京2本社体制から、平成29年8月をもって東京に一本化いたしました。富山事業所（旧富山本社）は、引き続き主要事業の生産拠点であるとともに、国内外のマザー工場として、生産に関わる経営資源を統括してまいります。

- (3) 第2号議案「株式併合の件」の承認可決を条件として、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに（変更案第8条）、株式併合の割合に応じて、発行可能株式総数を現在の6億株から6,000万株に減少させるものであります（変更案第6条）。

なお、本変更につきましては、平成30年6月1日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記製品およびその部分品の製造、販売、修理、エンジニアリング、賃貸借に関する事業</p> <p>(1) 工具、軸受、工作機械、<u>産業用</u>ロボット、油圧機器、空圧機器、減速機、計測機器、金型、工業炉およびその他関連機器</p> <p>(2) 公害防止装置および機器</p> <p>(3) 特殊鋼、鋳鋼、鋳鉄、非鉄合金、超硬合金、ダイヤモンド、セラミックスおよび合成樹脂</p> <p>(4) 産業機械、精密機械、輸送機械、電気機械、電子機器、医療用具、食品加工機械およびその他関連機器</p> <p>2. 不動産の売買、管理、運用ならびに流通関連事業</p> <p>3. 建築・土木工事等の設計、施工、管理に関する事業</p> <p>4. 情報通信、情報処理、情報提供に関するサービスならびにハードウェアおよびソフトウェアの開発、販売、賃貸借に関する事業</p> <p>5. 貨物自動車運送業、倉庫業</p> <p>6. 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務、総合リース業、<u>金融業</u>、有価証券の運用・売買に関する事業</p> <p>7. 印刷業、旅行代理業、労働者派遣業、病院の経営ならびに教育・スポーツ・宿泊・駐車場施設の運営、管理に関する事業</p> <p>8. 前各号に付帯または関連する一切の事業</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記製品およびその部分品の製造、販売、修理、エンジニアリング、賃貸借に関する事業</p> <p>(1) 工具、軸受、工作機械、ロボット、油圧機器、空圧機器、減速機、計測機器、金型、工業炉およびその他関連機器</p> <p>(2) 公害防止装置および機器</p> <p>(3) 特殊鋼、鋳鋼、鋳鉄、非鉄合金、超硬合金、ダイヤモンド、セラミックスおよび合成樹脂</p> <p>(4) 産業機械、精密機械、輸送機械、電気機械、電子機器、医療用具、食品加工機械およびその他関連機器</p> <p>2. 不動産の売買、管理、運用ならびに流通関連事業</p> <p>3. 建築・土木工事等の設計、施工、管理に関する事業</p> <p>4. 情報通信、情報処理、情報提供に関するサービスならびにハードウェアおよびソフトウェアの開発、販売、賃貸借に関する事業</p> <p>5. 貨物自動車運送業、倉庫業</p> <p>6. 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務、総合リース業、<u>貸金業</u>、有価証券の運用・売買に関する事業</p> <p>7. 労働者派遣業、病院の経営ならびに教育・福祉・スポーツ・宿泊・駐車場施設の運営、管理に関する事業</p> <p>8. 前各号に付帯または関連する一切の事業</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(本店の所在地)<br/> 第3条 当社は本店を<u>富山市</u>におく。<br/> 第2章 株 式<br/> (発行可能株式総数)<br/> 第6条 当社の発行可能株式総数は<u>6億株</u>とする。<br/> (単元株式数)<br/> 第8条 当社の単元株式数は<u>1,000株</u>とする。<br/> (新 設)</p> | <p>(本店の所在地)<br/> 第3条 当社は本店を<u>東京都港区</u>におく。<br/> 第2章 株 式<br/> (発行可能株式総数)<br/> 第6条 当社の発行可能株式総数は<u>6,000万株</u>とする。<br/> (単元株式数)<br/> 第8条 当社の単元株式数は<u>100株</u>とする。<br/> <u>附則</u><br/> 第1条 <u>第3条の変更は、平成30年3月1日をもって効力を生じる。なお、本条は、同日をもってこれを削除する。</u><br/> 第2条 <u>第6条および第8条の変更は、平成30年6月1日をもって効力を生じる。なお、本条は、同日をもってこれを削除する。</u></p> |

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

#### 第4号議案 取締役2名選任の件

経営体制の強化をはかるため、新たに取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | はら 原 ひで あき 明<br>(昭和35年1月17日生)         | 昭和58年4月 当社入社<br>平成17年2月 当社調達部長<br>平成21年9月 当社部品事業部油圧企画部長<br>平成25年2月 当社執行役員軸受事業部長<br>平成27年7月 当社執行役員那智不二越(上海)貿易有限公司ロボットビジネスセンター長現在に至る                                                    | 36,253株        |
|       |                                       | (取締役候補者とした理由)<br>原英明氏は、当社において調達部長や軸受事業部長を歴任し、現在は中国市場にてロボット事業の拡大を牽引しております。こうした経験に基づく深い知見を活かして、ロボット事業を中心に当社の経営に貢献することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。                                    |                |
| 2     | いわ 岩 た しん じろう 田 眞 二 郎<br>(昭和23年6月6日生) | 昭和47年4月 (株)日立製作所入社<br>平成13年9月 Hitachi Data Systems Corporation CEO<br>平成25年4月 (株)日立製作所代表執行役 執行役副社長<br>平成28年4月 同社アドバイザー現在に至る<br>平成28年6月 (株)ベネッセホールディングス社外取締役会長現在に至る                    | 0株             |
|       |                                       | (社外取締役候補者とした理由)<br>岩田眞二郎氏は、(株)日立製作所において代表執行役副社長としてCIO(Chief Information Officer)他を歴任するなど、経営者としての豊富な経験と情報通信領域に関する高い見識を有しております。この経験と見識を活かして当社の経営を適切に監督していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                |

- (注) 1. 両候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩田眞二郎氏は、社外取締役の候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 岩田眞二郎氏が社外取締役に選任された場合、当社は、会社法第427条第1項により、同氏との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 岩田眞二郎氏は、(株)日立物流および(株)JVCケンウッドの社外取締役に務めております。

5. 岩田眞二郎氏は平成26年6月から(株)ベネッセホールディングスの社外取締役を務めておりますが、同社の子会社である(株)ベネッセコーポレーションは、個人情報の保護に関する法律違反に関し、同年9月、経済産業省から、再発防止を徹底するよう勧告を受けました。同氏は、平素より取締役会等においてコンプライアンス、内部統制強化の観点から各種の提言を行うとともに、本件判明後においては個人情報の保護に関する法律をはじめとする法令の順守体制および再発防止に向けた内部統制機能の一層の強化について提言をしております。

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## (添付書類)

### 事業報告（平成28年12月1日から 平成29年11月30日まで）

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過およびその成果

当期における当社グループをとり巻く環境は、欧米を中心とした先進国経済および中国経済の持ち直しにより、総じて緩やかに回復いたしました。

このような状況のもと、当社グループは、ロボット事業を核に、工具、工作機械、ベアリング、油圧機器、そして特殊鋼事業をあわせ持つ総合機械メーカーとしての特長を活かし、海外の現地ユーザーを中心とした新規開拓や、新商品の市場投入、テクニカルセンターの世界各国での開設などにより売上拡大にとり組んでまいりました。また、内製化や生産性の向上をはじめとしたコストダウンに努めるとともに、将来の事業拡大に向けて営業・開発・生産体制の拡充を進めてまいりました。

以上の結果、当期の連結売上高は、2,374億円と前期と比べ12.3%の増収となりました。このうち、国内売上高は1,191億円（前期比5.5%増）、海外売上高は1,182億円（同20.0%増）であります。利益につきましては、営業利益は161億円（同44.8%増）、経常利益は146億円（同89.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は97億円（同2.5倍）となりました。

事業分野別の業況につきましては、次のとおりであります。

機械工具事業では、自動車分野向けに加え、海外を中心に産業機械分野向けのロボットが大きく伸長したことから、売上高は867億円（前期比15.3%増）となりました。

部品事業では、自動車・建設機械分野向けの拡大と、産業機械分野向けの回復から、売上高は1,359億円（同11.2%増）となりました。

その他の事業では、特殊鋼の需要の持ち直しにより、売上高は147億円（同5.6%増）となりました。

## 事業分野別売上高

| 区 分                               |           | 第 134 期<br>(平成28年11月期) |       | 第 135 期<br>(平成29年11月期) |       | 増 減     |       |
|-----------------------------------|-----------|------------------------|-------|------------------------|-------|---------|-------|
|                                   |           | 金 額                    | 構 成 比 | 金 額                    | 構 成 比 | 金 額     | 増 減 率 |
|                                   |           | 百万円                    | %     | 百万円                    | %     | 百万円     | %     |
| 工 具<br>工 作 機 械<br>ロ ボ ッ ト         | 工 具       | 32,764                 | 15.5  | 33,681                 | 14.2  | 916     | 2.8   |
|                                   | 工 作 機 械   | 20,070                 | 9.5   | 18,887                 | 8.0   | △ 1,182 | △ 5.9 |
|                                   | ロ ボ ッ ト   | 22,404                 | 10.6  | 34,176                 | 14.4  | 11,772  | 52.5  |
| 機 械 工 具 事 業 計                     |           | 75,239                 | 35.6  | 86,746                 | 36.5  | 11,506  | 15.3  |
| ベ ア リ ン グ<br>油 圧 機 器<br>部 品 事 業 計 | ベ ア リ ン グ | 72,859                 | 34.5  | 78,383                 | 33.0  | 5,524   | 7.6   |
|                                   | 油 圧 機 器   | 49,403                 | 23.4  | 57,598                 | 24.3  | 8,195   | 16.6  |
|                                   | 部 品 事 業 計 | 122,262                | 57.8  | 135,982                | 57.3  | 13,719  | 11.2  |
| 特 殊 鋼<br>そ の 他                    | 特 殊 鋼     | 12,780                 | 6.0   | 13,450                 | 5.7   | 670     | 5.2   |
|                                   | そ の 他     | 1,167                  | 0.6   | 1,282                  | 0.5   | 114     | 9.8   |
| そ の 他 の 事 業 計                     |           | 13,948                 | 6.6   | 14,733                 | 6.2   | 785     | 5.6   |
| 合 計                               |           | 211,449                | 100.0 | 237,461                | 100.0 | 26,011  | 12.3  |

### (2) 設備投資および資金調達の状況

当期に実施いたしました設備投資の総額は187億円であり、その主なものは、日本、アジアおよび米州における自動車向けの高機能ベアリング、切削工具、油圧機器およびロボットの生産能力の増強、合理化投資であります。

上記の資金は、自己資金および借入金により調達いたしました。

### (3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界的な少子高齢化、労働人口の減少に加え、AI・IoT技術の進展に伴うものづくりのFA化の加速など、当社をとり巻く需要構造は、大きく変化することが予想されます。

当社グループといたしましては、このような需要構造の変化を大きなチャンスととらえ、需要の拡大が期待できるロボット事業に軸足を置き、「世界のものづくりを先進のFAシステムとメカトロニクスで革新する」を中期的なスローガンとして、営業・サービス、製造・調達、研究開発の各面で体質を強化してまいります。そして、商品ラインナップの拡充、新しいビジネスチャンスの創出、抜本的なコスト改革、人材の強化・育成にとり組み、業績の一層の向上に努めてまいります。

なお、当社および当社の子会社は、過去のベアリングの取引に関して、海外の競争法関係当局の調査を受けております。また、これらの調査に関連して、当社および当社の子会社に対して、米国およびカナダにおいて集団訴訟が提起されておりますが、このうち米国における訴訟につきましては、当期において一部原告との間で和解いたしました。

当社グループは、引き続きコンプライアンス体制の強化を進め、法令順守の徹底と社会的信頼の向上に努めてまいる所存であります。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様には、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                 | 第132期<br>(平成26年11月期) | 第133期<br>(平成27年11月期) | 第134期<br>(平成28年11月期) | 第135期(当期)<br>(平成29年11月期) |
|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------------------|
| 売上高                 | 218,225              | 218,535              | 211,449              | 237,461                  |
| 営業利益                | 18,574               | 18,945               | 11,139               | 16,130                   |
| 経常利益                | 18,419               | 17,316               | 7,765                | 14,690                   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 9,934                | 11,593               | 3,929                | 9,747                    |
| 1株当たり当期純利益          | 39.98                | 46.90                | 15.83                | 39.22                    |
| 総資産                 | 255,680              | 268,112              | 269,438              | 299,155                  |
| 純資産                 | 97,569               | 109,306              | 104,415              | 119,399                  |
| 1株当たり純資産額           | 370.91               | 414.31               | 394.60               | 454.30                   |

#### (5) 主要な事業内容

当社グループの事業および主要製品は次のとおりであります。

|        |                                                      |
|--------|------------------------------------------------------|
| 機械工具事業 | 切削工具、塑性加工工具、切断工具、<br>工作機械、機械加工システム、<br>ロボット、ロボットシステム |
| 部品事業   | ベアリング、油圧機器、カーハイドロリクス                                 |
| その他の事業 | 特殊鋼、コーティング、工業炉                                       |

#### (6) 主要な事業拠点

##### ① 当社

|     |                                                |
|-----|------------------------------------------------|
| 本社  | 東京都港区東新橋一丁目9番2号（汐留住友ビル）                        |
| 支社  | 東日本（東京都）、中日本（愛知県）、西日本（大阪府）                     |
| 支店  | 北関東（群馬県）、東海（静岡県）、北陸（富山県）、<br>中国四国（広島県）、九州（福岡県） |
| 営業所 | 北海道、福島、山形、信州（長野県）                              |
| 事業所 | 富山、東富山、滑川、水橋、流杉（以上富山県）                         |

② 子会社

|    |                                                                                                                                                                                         |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国内 | 株式会社ナチ関東（東京都）<br>株式会社ナチ常盤（東京都）<br>株式会社ナチベアリング製造（富山県）                                                                                                                                    |
| 海外 | NACHI AMERICA INC.（アメリカ）<br>NACHI EUROPE GmbH（ドイツ）<br>那智不二越（上海）貿易有限公司（中国）<br>那智不二越（江蘇）精密機械有限公司（中国）<br>NACHI TECHNOLOGY (THAILAND) CO., LTD.（タイ）<br>NACHI SINGAPORE PRIVATE LTD.（シンガポール） |

(7) 従業員の状況

|        |        |
|--------|--------|
| 従業員数   | 前期末比増減 |
| 7,202名 | 427名増  |

(8) 重要な子会社の状況

| 会社名                                      | 資本金              | 当社の<br>出資比率 | 主要な事業内容                      |
|------------------------------------------|------------------|-------------|------------------------------|
| 株式会社ナチ関東                                 | 60百万円            | 100.0%      | 工具・ベアリング・油圧機器等の販売            |
| 株式会社ナチ常盤                                 | 92百万円            | 57.7%       | 工作機械・ロボット・油圧機器等の販売           |
| 株式会社ナチベアリング製造                            | 89百万円            | *100.0%     | ベアリング製造                      |
| NACHI AMERICA INC.                       | 56,160千米ドル       | 100.0%      | 工具・ベアリング・油圧機器等の販売            |
| NACHI EUROPE GmbH                        | 1,615千ユーロ        | 100.0%      | 工具・ベアリング・油圧機器等の販売            |
| 那智不二越（上海）貿易有限公司                          | 191,905千元        | 100.0%      | 工具・ロボット・ベアリング・油圧機器等の販売       |
| 那智不二越（江蘇）精密機械有限公司                        | 144,957千元        | 100.0%      | 工具・ロボット・油圧機器・<br>カーハイドロリクス製造 |
| NACHI TECHNOLOGY<br>(THAILAND) CO., LTD. | 1,176百万バーツ       | 100.0%      | ベアリング製造販売<br>工具・油圧機器等の販売     |
| NACHI SINGAPORE<br>PRIVATE LTD.          | 540千シンガポ<br>ールドル | 100.0%      | 工具・ベアリング・油圧機器等の販売            |

(注) \*は子会社による出資を含む比率であります。

(9) 主要な借入先および借入額の状況

| 借 入 先                     | 借 入 金 残 高             |
|---------------------------|-----------------------|
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 16,416 <sup>百万円</sup> |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行           | 9,136                 |

2. 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 600,000,000株  
 (2) 発行済株式総数 249,193,436株  
 (うち自己株式数 681,775株)  
 (3) 株主数 20,096名  
 (4) 大株主

| 株 主 名                     | 持 株 数                | 持 株 比 率 |
|---------------------------|----------------------|---------|
| 那 智 わ ね い 持 株 会           | 20,746 <sup>千株</sup> | 8.35 %  |
| ナ チ 不 二 越 従 業 員 持 株 会     | 13,470               | 5.42    |
| ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社       | 13,182               | 5.30    |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 11,888               | 4.78    |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行           | 8,659                | 3.48    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社       | 7,931                | 3.19    |
| 住 友 生 命 保 険 相 互 会 社       | 7,540                | 3.03    |
| ナ チ 取 引 店 持 株 会           | 7,351                | 2.96    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 6,540                | 2.63    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）   | 6,008                | 2.42    |

(注) 持株比率は自己株式（681千株）を控除して計算しております。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役および監査役の状況

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況             |
|-----------|---------|---------------------------------------|
| *取締役 会長   | 本 間 博 夫 |                                       |
| *取締役 社長   | 薄 田 賢 二 | コンプライアンス本部長、TQC・TPM推進担当 兼務            |
| 常務取締役     | 小 林 昌 行 | 財務・総務担当、リスク管理総括                       |
| 常務取締役     | 渡 辺 孝 一 | 戦略商品開発担当、ロボット要素技術担当、<br>軸受事業部技師長      |
| 常務取締役     | 林 秀 憲   | 営業戦略本部長、中日本営業担当                       |
| 取 締 役     | 井 上 徹   | NACHI AMERICA INC.会長                  |
| 取 締 役     | 古 澤 哲   | 海外営業管理担当、グローバル人事部長、<br>コンプライアンス本部副本部長 |
| 取 締 役     | 浦 田 信 一 | 技術開発本部長、調達担当                          |
| 取 締 役     | 塚 本 裕   | 工具事業担当                                |
| 取 締 役     | 藤 樫 茂   | 軸受事業担当、中国担当、人事担当                      |
| 取 締 役     | 佐々木 法 嗣 | 営業戦略本部副本部長、アセアン地区担当                   |
| 取 締 役     | 三 浦 昇   | 営業戦略本部副本部長、東日本支社長                     |
| 取 締 役     | 坂 本 淳   | 経営企画部長、組織・人事・教育担当、広報担当、<br>情報化担当      |
| 取 締 役     | 塚 原 一 男 |                                       |
| 常 勤 監 査 役 | 山 田 寛   |                                       |
| 常 勤 監 査 役 | 堀 将 志   |                                       |
| 常 勤 監 査 役 | 山 崎 昌 一 |                                       |
| 監 査 役     | 飯 村 北   | 弁護士(西村あさひ法律事務所パートナー)                  |

(注) 1. \*は代表取締役であります。

2. 平成29年2月22日開催の第134期定時株主総会において、新たに、渡辺孝一、藤樫茂、佐々木法嗣、三浦昇、坂本淳の各氏が取締役に、飯村北氏が監査役に、それぞれ選任され就任いたしました。また、堀功、保里忠孝、赤川正寿、国崎晃の各氏が任期満了により取締役を、福島栄一氏が辞任により監査役を、それぞれ退任いたしました。

3. 平成29年2月22日開催の取締役会において、本間博夫氏が取締役社長から取締役会長に、薄田賢二氏が常務取締役から取締役社長に、また、渡辺孝一氏が取締役から常務取締役に、それぞれ選定され就任いたしました。
4. 取締役塚原一男氏は、社外取締役であります。
5. 常勤監査役山崎昌一、監査役飯村北の両氏は、社外監査役であります。
6. 取締役塚原一男、常勤監査役山崎昌一、監査役飯村北の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
7. 取締役古澤哲氏は、マルカキカイ(株)の社外監査役を兼任しております。
8. 取締役塚原一男氏は、D I C(株)の社外取締役に兼任しております。
9. 監査役飯村北氏は、マルハニチロ(株)の社外取締役および(株)ヤマダ電機の社外監査役を兼任しております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分   | 人 員 | 支 給 額  |
|-------|-----|--------|
| 取 締 役 | 18名 | 387百万円 |
| 監 査 役 | 5名  | 75百万円  |
| 合 計   | 23名 | 462百万円 |

- (注) 1. 上記の取締役、監査役の人員には、平成29年2月22日開催の第134期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役4名、監査役1名を含んでおります。
2. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年2月21日開催の第124期定時株主総会において年額1,000百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年2月21日開催の第124期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の支給額には、社外役員4名に対する報酬42百万円が含まれております。うち社外監査役1名は、平成29年2月22日開催の第134期定時株主総会の終結の時をもって退任しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社の関係

社外監査役の飯村北氏は、西村あさひ法律事務所の弁護士（パートナー）であり、当社は同事務所に所属する弁護士との間で、法律顧問契約を締結しております。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 出 席           | 状 況         |
|-------|---------|---------------|-------------|
| 社外取締役 | 塚 原 一 男 | 取締役会 全11回中10回 | —           |
| 社外監査役 | 山 崎 昌 一 | 取締役会 全11回中11回 | 監査役会 全9回中9回 |
| 社外監査役 | 飯 村 北   | 取締役会 全9回中9回   | 監査役会 全6回中6回 |

(注) 全回数が異なるのは、就任時期の違いによるものであります。

発言状況につきましては、各人がその経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項により、社外取締役および社外監査役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

##### (2) 報酬等の額

|                               | 支 払 額 |
|-------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等          | 46百万円 |
| 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 46百万円 |

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等に、必要に応じて会計監査人の解任または不再任に関する決定を行います。また、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (業務の適正を確保するための体制についての決定内容)

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社グループの内部統制システムの整備に関する基本方針について決議を行いました。同基本方針の内容は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の全社員が法令および定款を順守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、「不二越企業市民ルール」を行動規範として位置づけて、その徹底をはかる。
- ② 社長を委員長とし、社外の弁護士を加えた「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関わる全社の方針の策定、諸施策の企画・推進、活動状況の監督・指導を行う。とくに、公正な企業間取引を推進するため、「独占禁止法遵守マニュアル」を制定し教育・啓蒙活動にとり組む。
- ③ 監査部は、監査役と連携し、定期的に監査を実施し、必要な指導を行い、あわせて監査結果を関係役員・所轄長へ適宜報告する。
- ④ 当社は、「内部通報制度」の活用、一層の周知徹底をはかり、法令・定款違反行為等の未然防止に努める。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行う。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、法令および「文書管理規程」などの社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。
- ② 取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理総括取締役および「リスク管理委員会」を置き、「リスク管理規程」および「危機管理規程」に基づき環境、安全、災害、情報、セキュリティなどについて、全社横断的なリスク管理体制を整備する。
- ② 各主管所轄は、各々の担当機能に係る事項についてリスク管理を行う。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の経営管理システムを基本として、取締役の職務の執行の効率化をはかる。

- ① 取締役会を月1回程度定例的に開催し、法定事項および経営の基本機能に関する全社の方針・戦略を決定し、ボードメンバーが経営課題、情報、スケジュールを共有化し、迅速な実行をはかる。
- ② 役付取締役をメンバーとする常務会を設け、経営体制や事業構造の改革などのテーマについて審議し、取締役会の意思決定を補完する。
- ③ 各事業・営業・本社機能担当役員は、上記会議で決定された基本方針・戦略に基づいて、各部門における具体的な施策を決定し、実施する。

#### (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「グループ会社管理規程」において、グループ会社の財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
- ② 「リスク管理規程」および「危機管理規程」に基づき、グループ会社を含めたリスク管理体制を構築する。
- ③ 「グループ会社管理規程」に基づき、販売、生産、海外など、グループ会社ごとに関係会社管理の主管所轄を置き、必要な管理、各部門との調整を行う。
- ④ 当社は、グループの基本方針・戦略を策定し、これに基づきグループ会社が策定した個別の計画・目標の達成状況を定期的に管理する。
- ⑤ 「不二越企業市民ルール」をグループの行動規範として位置づけて、グループ全体のコンプライアンス意識の向上をはかる。
- ⑥ 監査役、監査部は、グループ会社に対して定期的に監査を実施し、必要な指導、支援を行う。
- ⑦ 当社はグループ共通の「内部通報制度」を通じて、グループ会社における法令・定款違反行為等の未然防止に努める。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役から、補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議のうえ、使用人を置くものとし、その使用人の任命など取締役からの独立性を確保するための必要な事項を定める。

- ② 当該使用人は、監査役補助業務の遂行については、監査役の指揮命令を受けるものとし、取締役の指揮命令は受けない。
  - ③ 当該使用人の人事異動・人事評価については、監査役と協議のうえ決定する。
- (7) 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社およびグループ会社の取締役および使用人は、下記の事項を監査役に報告する。
    - ・当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす事項
    - ・法令・定款に違反する行為、もしくはそのおそれがある事項
    - ・その他、監査役が職務遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項
  - ② 当社は、当社およびグループ会社の取締役および使用人に対し、監査役へ報告を行った者について当該報告をしたことを理由として不利に取り扱うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会などの重要な会議に出席し、決裁書など業務執行に係る重要事項を閲覧する。
  - ② 監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行う。
  - ③ 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた体制
- 当社は、「不二越企業市民ルール」をグループの行動規範として位置づけて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、それらの勢力および団体から不当な要求を受けた場合には、外部の関連機関などとも連携し毅然とした対応をとる。

## (業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システムの整備に関する基本方針について決議するとともに、当社グループの全社員が守るべき行動規範として、「不二越企業市民ルール」を制定している。社員一人ひとりが、その内容を理解して良識と責任ある行動をとり、企業の社会的責任を果たすよう徹底している。

また、当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況について、監査部内部統制推進室が定期的にモニタリングし、内部統制が有効に機能するよう、必要な是正・改善を行っている。

### (2) コンプライアンス

当社グループの全社員に対し、職位に応じて必要なコンプライアンスに関する社内教育を実施し、コンプライアンス意識の向上をはかっている。

また、当社グループを対象とした内部通報制度である「よろず相談窓口」を設け、運用規程を社内掲示板に掲載し、また定期的に案内メールを発信するなどその活用をはかることにより、コンプライアンスの実効性を高めている。

### (3) リスクマネジメント

「リスク管理委員会」が中心となって、想定されるリスク項目ごとに管理方針を定め、重要性の評価などを行っている。そして、各種リスクについて、主管所轄を明確にして未然防止策を検討・実施し、リスクの最小化をはかっている。

### (4) 取締役の職務執行

原則として月に1回程度の定例取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行うほか、役付取締役をメンバーとする常務会を設けて、経営体制や事業構造の改革などのテーマについて審議し、取締役会の意思決定を補完している。

また、「業務分掌規程」に基づき、各組織の職務分掌を定め、業務を組織的かつ効率的に実施している。

#### (5) グループ会社管理体制

当社グループにおける業務を適正かつ効率的に実施するため、グループの行動規範である「不二越企業市民ルール」を定めているほか、グループ会社の重要な意思決定については、「グループ会社管理規程」に定める手続に基づいて当社と協議するなど、グループが一体となった経営を行っている。

#### (6) 監査役の監査体制

現在、監査役を補助する使用人を置いていないが、監査役が必要とする場合は、その職務を補助すべき使用人を置くこととしている。

監査役は自ら必要と考える当社およびグループ会社の社内会議への出席を通じて、経営上の重要な事項に関する報告を受けるとともに、コンプライアンス体制の整備、運用状況を確認している。

また、監査役は、決裁書類等の業務執行に関わる重要文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めるほか、内部監査の実施状況、内部通報制度「よろず相談窓口」の運用状況について都度報告を受けている。

## 6. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社グループの企業価値の根源を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社では、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決まるものであり、特定の株主または株主グループによって当社株式の大規模買付行為（「大規模買付行為」の定義につきましては、下記(2)②(a)をご参照ください。）が行われた場合であっても、これを受け入れるか否かは、最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。こうした事情に鑑み、当社は、大規模買付者（「大規模買付者」の定義につきましては、下記(2)②(a)をご参照ください。）をして株主の皆様の判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては当社取締役会が大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様に提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、今日、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあります。このような当社グループの企業価値または株主共同の利益に資さない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社は、このような者による大規模買付行為に対しては、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

## (2) 基本方針実現のためのとり組みの具体的な内容の概要

### ① 基本方針の実現に資する特別なとり組み

当社グループは、「ものづくりの世界の発展に貢献する」という会社の使命のもと、「世界のものづくりを先進のFAシステムとメカトロニクスで革新する」を中期的なスローガンとして、多様なソリューションを提供することを経営の基本方針としております。

そして、当社グループをとり巻く産業構造の大転換期に際し、中長期的な市場環境・需要動向の変化をチャンスと捉え、ロボットを核とする事業基盤を確立し、新しい商機・成長機会を創出することを目標としております。

こうした経営の基本方針に基づいて、当社グループは、工具、工作機械、ロボット、ベアリング、油圧機器、および特殊鋼事業で蓄積してきた、総合機械・メカトロニクスメーカーとしての独自の技術、事業展開の強みを活かして、お客様のものづくりのプロセスに対して、高精度、高機能、高い信頼性を有した商品ラインナップとFAシステム、ソリューションを提供しております。

また、経営の透明性・公平性を高め、株主の皆様をはじめ当社グループと関係するお客様、サプライヤー、金融機関、従業員、地域社会など多様なステークホルダーとの良好な関係を築き、長期的かつ安定的な収益の確保をはかり、企業価値を高めて社会的な使命を果たすよう努めております。

なお、当社は、株主の皆様に対する利益還元を企業経営の基本の一つとして位置づけ、配当につきましては、連結業績、配当性向などを総合的に勘案し、安定的な配当を継続実施することを基本としており、内部留保資金につきましては、将来の事業展開、財務体質の強化に充ちたいします。

当社グループは、長期的な展望に立って経営資源の拡充に努め、世界市場での事業基盤の確立と企業価値の最大化にグループをあげて取り組んでまいります。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するためのとり組み

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させ、上記(1)に記載の基本方針（当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針をいいます。以下、同じとします。）を実現するため、平成20年2月20日開催の当社第125期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、その後、平成23年2月23日開催の当社第128期定時株主総会および平成26年2月19日開催の当社第131期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき継続いたしました（以下、当社第131期定時株主総会において継続をご承認いただいた対応策を「原施策」といいます。）。

当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等も踏まえ、原施策の継続の是非や内容について検討を行った結果、平成29年1月11日開催の当社取締役会において、原施策を継続する内容の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本施策」といいます。）について決議し、平成29年2月22日開催の当社第134期定時株主総会において本施策の継続に関する議案は承認可決されました。

- (a) 本施策継続の目的および本施策の対象となる当社株券等の買付け

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所金融商品市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、上記(1)に記載の基本方針に沿って当社グループの企業価値を確保し、向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、「特定株主グループ」とは、(i)当社株券等の保有者およびその共同保有者、または(ii)当社株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者をいい、「議決権保有割合」とは、特定株主グループが上記(i)の場合においては当該保有者の株券等保有割合をいい、特定株主グループが上記(ii)の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合の合計をいいます。

(b) 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールおよび大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主の皆様および当社取締役会による判断のための情報提供ならびに当社取締役会による検討・評価のための期間の付与を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました。

本施策に基づき大規模買付対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外有識者から構成される独立委員会を設置し、その意見を最大限尊重することといたしました。

なお、当社は、本施策に従って大規模買付対抗措置を機動的に実施するため、新株予約権の発行登録を行う場合があります。また、本施策の有効期限は、平成32年2月に開催予定の当社第137期定時株主総会終結の時までとします。

本施策の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nachifujikoshi.co.jp/>) に掲載の平成29年1月11日付当社ニュースリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」をご参照ください。

(3) 上記の各とり組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 基本方針の実現に資する特別なとり組み

上記(2)①に記載した企業価値向上のためのとり組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記(1)に記載の基本方針の実現に資するものです。したがって、これらのとり組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するためのとり組み

(a) 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、大規模買付者をして株主の皆様の判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様に提示すること等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、上記(1)に記載の基本方針に沿うものです。

(b) 本施策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、(i)本施策は当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的とするものであること、(ii)大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は事前に開示されていること、(iii)本施策の継続等について株主の皆様の意思が反映されていること、(iv)大規模買付対抗措置の発動の手続について当社取締役会の判断に係る客観性・合理性が確保されていること、(v)本施策は経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足していること、(vi)本施策は経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に適合していること、(vii)デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと理由から、本施策は当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成29年11月30日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	139,308	流 動 負 債	99,083
現 金 及 び 預 金	23,436	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	48,105
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	53,561	短 期 借 入 金	29,534
商 品 及 び 製 品	23,142	リ ー ス 債 務	354
仕 掛 品	12,586	未 払 費 用	8,635
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	16,196	未 払 法 人 税 等	3,691
繰 延 税 金 資 産	3,009	そ の 他	8,761
そ の 他	7,419	固 定 負 債	80,671
貸 倒 引 当 金	△ 43	長 期 借 入 金	53,925
固 定 資 産	159,846	リ ー ス 債 務	690
有 形 固 定 資 産	114,867	繰 延 税 金 負 債	9,532
建 物 及 び 構 築 物	31,598	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	31
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	64,177	退 職 給 付 に 係 る 負 債	10,866
土 地	9,483	そ の 他	5,624
リ ー ス 資 産	1,550	負 債 合 計	179,755
建 設 仮 勘 定	5,132	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	2,925	株 主 資 本	102,785
無 形 固 定 資 産	2,654	資 本 金	16,074
の れ	470	資 本 剰 余 金	11,137
ソ フ ト ウ ェ ア	1,068	利 益 剰 余 金	75,824
リ ー ス 資 産	19	自 己 株 式	△ 251
そ の 他	1,096	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	10,113
投 資 そ の 他 の 資 産	42,324	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,787
投 資 有 価 証 券	29,362	為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 3,225
長 期 貸 付 金	8	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 447
退 職 給 付 に 係 る 資 産	8,307	非 支 配 株 主 持 分	6,500
繰 延 税 金 資 産	1,223	純 資 産 合 計	119,399
そ の 他	3,430	負 債 及 び 純 資 産 合 計	299,155
貸 倒 引 当 金	△ 8		
資 産 合 計	299,155		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成28年12月1日から
平成29年11月30日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		237,461
売上原価		182,161
売上総利益		55,299
販売費及び一般管理費		39,169
営業利益		16,130
営業外収益		
受取利息及び配当金	646	
持分法による投資利益	0	
その他	891	1,538
営業外費用		
支払利息	952	
その他	2,024	2,977
経常利益		14,690
特別利益		
固定資産売却益	6	
段階取得に係る差益	24	31
特別損失		
固定資産除売却損	100	
独占禁止法等関連損失	541	641
税金等調整前当期純利益		14,080
法人税、住民税及び事業税	4,119	
法人税等調整額	△ 106	4,013
当期純利益		10,066
非支配株主に帰属する当期純利益		318
親会社株主に帰属する当期純利益		9,747

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書 (平成28年12月1日から 平成29年11月30日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成28年12月1日 残高	16,074	11,121	68,562	△239	95,519
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 2,485		△ 2,485
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,747		9,747
自己株式の取得				△ 12	△ 12
自己株式の処分		0		0	0
連結子会社株式の取得に よる持分の増減		15			15
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	15	7,262	△ 11	7,266
平成29年11月30日 残高	16,074	11,137	75,824	△251	102,785

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 調 替 換 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成28年12月1日 残高	9,213	△5,573	△1,089	2,551	6,344	104,415
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 2,485
親会社株主に帰属する 当期純利益						9,747
自己株式の取得						△ 12
自己株式の処分						0
連結子会社株式の取得に よる持分の増減						15
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	4,573	2,347	641	7,562	155	7,718
連結会計年度中の変動額合計	4,573	2,347	641	7,562	155	14,984
平成29年11月30日 残高	13,787	△3,225	△ 447	10,113	6,500	119,399

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成29年11月30日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	92,521	流動負債	85,498
現金及び預金	12,780	支払手形	2,510
受取手形	17,971	買掛金	14,343
売掛金	25,987	電子記録債権	26,379
電子記録債権	2,579	短期借入金	21,206
商品及び製品	6,721	リース債権	257
仕掛品	9,165	未払費用	4,706
原材料及び貯蔵品	9,900	未払法人税等	5,136
前払費用	146	前払税金	1,932
繰延税金資産	999	預り金	268
未収入金	538	預備関係支払手形	8,552
その他の資産	5,730	その他	22
固定資産	139,311	固定負債	181
有形固定資産	69,438	長期借入金	63,475
建物	18,870	リース債権	48,645
構築物	918	繰延税金負債	579
機械及び装置	37,768	退職給付引当金	5,162
車両運搬具	35	その他	6,165
工具器具及び備品	1,363	負債合計	2,922
土地	1,363		148,973
リース資産	6,956	(純資産の部)	
建設仮勘定	740	株主資本	69,511
無形固定資産	2,786	資本金	16,074
ソフトウェア	905	資本剰余金	11,449
その他	857	資本準備金	11,420
投資その他の資産	47	その他資本剰余金	29
投資有価証券	68,967	利益剰余金	42,238
関係会社株式及び出資金	27,270	利益準備金	353
長期貸付金	32,814	その他利益剰余金	41,885
長期前払費用	1,611	別途積立金	2,200
前払年金費用	63	繰越利益剰余金	39,685
その他	5,055	自己換算株	△ 251
	2,152	評価・換算差額等	13,347
		その他有価証券評価差額金	13,347
資産合計	231,832	純資産合計	82,859
		負債及び純資産合計	231,832

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書 (平成28年12月1日から 平成29年11月30日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		181,747
売 上 原 価		150,450
売 上 総 利 益		31,296
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		23,563
営 業 利 益		7,732
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,497	
そ の 他	454	1,951
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	505	
そ の 他	1,385	1,890
経 常 利 益		7,793
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	2
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	80	
独 占 禁 止 法 等 関 連 損 失	541	622
税 引 前 当 期 純 利 益		7,174
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,933	
法 人 税 等 調 整 額	△ 451	1,481
当 期 純 利 益		5,692

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年12月1日から
平成29年11月30日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
					別 積 立	途 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
平成28年12月1日 残高	16,074	11,420	29	11,449	353	2,200	36,478	39,031
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△ 2,485	△ 2,485
当期純利益							5,692	5,692
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0	-	-	3,207	3,207
平成29年11月30日 残高	16,074	11,420	29	11,449	353	2,200	39,685	42,238

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成28年12月1日 残高	△239	66,315	8,976	8,976	75,292
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△ 2,485			△ 2,485
当期純利益		5,692			5,692
自己株式の取得	△ 12	△ 12			△ 12
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)			4,371	4,371	4,371
事業年度中の変動額合計	△ 11	3,195	4,371	4,371	7,567
平成29年11月30日 残高	△251	69,511	13,347	13,347	82,859

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年1月22日

株式会社 不二越
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 光 完 治 ①
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 田 健 一 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社不二越の平成28年12月1日から平成29年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社不二越及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年1月22日

株式会社 不二越
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 光 完 治 ①
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 田 健 一 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社不二越の平成28年12月1日から平成29年11月30日までの第135期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年12月1日から平成29年11月30日までの第135期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各とり組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各とり組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- なお、過去のベアリングの取引に関する海外の競争法関係当局からの調査等については事業報告に記載のとおりであります。監査役会は、法令順守の徹底、再発防止体制および内部統制システムの強化に継続して取り組んでいることを引き続き検証してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年1月24日

株式会社 不二越 監査役会

常勤監査役 山 田 寛 ①

常勤監査役 堀 将 志 ①

常勤監査役
(社外監査役) 山 崎 昌 一 ①

監 査 役
(社外監査役) 飯 村 北 ①

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 ANAクラウンプラザホテル富山 3階「鳳」の間
富山市大手町2番3号
電話(076)495-1111(代)



- 交通
- ・ JR富山駅から、城址大通りを徒歩で約15分、またはタクシーで約5分
 - ・ 路面電車「富山駅」停留場から、市内環状線セントラムに乗車、「国際会議場前」停留場下車すぐ
 - ・ 富山駅南口バスターミナル③番乗場から、富山地铁バスに乗り、「城址公園前」バス停下車すぐ
 - ・ 富山空港から、タクシーで約20分、または富山地铁バス富山駅前行に乗り、「総曲輪」バス停下車すぐ

お願い 当会場には専用駐車場の用意がございません。公共交通機関のご利用をお願いいたします。